

広島県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十五日

広島県議会議長 平 田 修 己

広島県議会規則第一号

広島県議会傍聴規則の一部を改正する規則

広島県議会傍聴規則（昭和四十六年広島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「傍聴券等」を「傍聴券」に改め、同条中「又は傍聴証」を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条中「又は傍聴証」を削る。

第十条の見出し中「傍聴券等」を「傍聴券」に改め、同条中「又は傍聴証」を削る。

第十二条第一項第一号中「銃器、棒、杖その他」を削り、同項中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、同項第八号中「異様な」を「威圧的な」に改め、同号を同項第三号とし、同項第九号を同項第四号とし、同条第二項中「から第五号まで」を削り、同条第四項を削る。

第十三条第二号中「談論し、放歌し、高笑し、その他」を「大声を発する等」に改め、同条第三号中「、リボン」を削り、同条第四号中「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に改め、同号ただし書中「の理由により議長の許可を得た」を「正当な理由がある」に改める。

第十四条の見出し中「映画等」を「動画等」に、「禁止」を「許可」に改め、同条中「映画等」を「動画等」に改め、「してはならない」を「する場合は、あらかじめ議長の許可を得なければならない」に改め、同条ただし書を削る。

第十五条を次のように改める。

(傍聴の制限)

第十五条 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の員数を制限することができる。この場合において、傍聴券を所持する者であっても入場できないことがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。